

長崎県立大学環境安全委員会規程

〔平成 23 年 4 月 1 日〕
規程第 20 号

改正 平成 27 年 3 月 3 日規程第 20 号

改正 平成 30 年 2 月 6 日規程第 12 号

(設置)

第 1 条 長崎県立大学学則(平成 20 年規則第 1 号)第 14 条の規定に基づき、長崎県立大学に環境安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

一部改正[平成 27 年規程第 20 号]

(任務)

第 2 条 委員会は、長崎県立大学における教育研究活動に伴い発生する公害を防止し、教職員、学生及び周辺地域住民の生活環境の安全確保を図るため、その諸方策について重要事項を審議し、学内の連絡調整を図るとともに、必要に応じて学長に勧告を行い、また、学長の指示に基づき、各部局に対し指導助言を行うことを任務とする。

一部改正[平成 27 年規程第 20 号]

(意見)

第 3 条 委員会は、前条に規定する任務について、学則第 13 条第 3 項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第 13 条第 4 項に基づき意見を述べるができる。

追加[平成 27 年規程第 20 号]

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 看護栄養学部の教員 2 人
- (2) シーボルト校事務局長

一部改正[平成 30 年規程第 12 号]

(任期)

第 5 条 前条第 1 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正[平成 30 年規程第 12 号]

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

追加[平成27年規程第20号]

(事務)

第10条 委員会の事務は、シーボルト校事務局総務企画課において行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(旧大学委員会規程の廃止)
- 2 定款附則第2項に定める県立長崎シーボルト大学(以下「旧大学」という。)の環境安全委員会規程は廃止する。
(経過措置)
- 3 旧大学が存続する間は、前項により廃止された旧大学の環境安全委員会規程において定められた当該委員会の所掌事項は、本委員会が行うものとする。

附 則(平成27年3月3日規程第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(任期)
- 2 平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成30年2月6日規程第12号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。